



静岡市

11月14日から支援窓口体制が変更となります。



令和4年台風15号

被災者支援窓口



©清水区

被災者支援の制度案内や
申請受付を行います！

11月14日(月)から清水区の特設会場は、**清水区役所** となります。

※移設準備に伴い、**11月12,13日** は支援窓口はお休みします。

葵区・駿河区の特設会場は閉鎖し、各担当課にて相談・申請を受け付けます。各種支援制度・担当課については下記URLまたは2次元コードから「**被災者支援制度のご案内**」をご参照ください。



▲静岡市HP
該当ページへのリンク

静岡市 被災者支援制度のご案内 検索 🔍

URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_002112_00004.html

特設会場窓口の内容（制度案内・申請受付）

【会場：清水区役所4階】

●災害に伴う住家被害等に対する見舞金など

災害見舞金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付、被災者生活再建支援金、被災届出証明書

●住宅の応急的な修理に対する支援、借上げ型応急住宅

●専門家による無料相談・情報提供「生活なんでも相談」

弁護士、司法書士、建築士などの専門家による生活再建に関する相談

開設日：令和4年11月14日(月)～12月9日(金)の平日

※開設日は平日のみですのでご注意ください。

開設時間：午前8時30分～午後5時15分

※専門家による「生活なんでも相談」は午前10時～午後4時まで

※その他の各種支援制度は各担当課窓口にてご対応いたします。

※上記のほか清水区役所5階では、産業政策課にて「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」、商業労政課にて「被災中小企業等支援金」の相談・申請を受け付けています。

※各種制度の内容については、「被災者支援制度のご案内」掲載のそれぞれの担当課にお問い合わせください。
◆生活安心安全課(☎054-221-1054)

